

大島氏：ご紹介にあずかりました、農林水産省新事業創出課の大島と申します。農林水産省と知的財産ということで、イメージがわからないという方もいらっしゃるかと思いますが、農林水産省におきましては、新しい品種を育成された方に対して、インセンティブを与えようということで、育成者権という知的財産の制度を持っているということでございます。こちらをめぐる国際的な情勢についてご紹介さしあげたいと思います。

では、おなじみのない分野だと思われるので、制度の概要から簡略にご説明をしたいと思います。まず、「品種」というものですが、こちらは種の中の多様性というものでございます。例えば同じイネという種の中にも、コシヒカリであったり、つや姫等々、種内の多様性がございまして、このような種の中においての新しいイノベーション、新しい品種をつくられたという努力に報いる制度でございます。このような品種ですが、下に「育種」のイメージと書いてございます。いろいろな品種のめしべとおしべを交配いたしましてできた後代からいいものを選抜していく、というのが基本的なプロセスでございます。イメージがわかりやすいように右側にイネの野生近縁種ということで写真をつけさせていただいています。これはイネという我々が知っている作物にみえない、というところだと思いますが、そもそも野生に生えているイネというのは、このような草ぼうぼうというものでございます。これを人間の長い歴史の中で農耕の起源以降、イネという作物に成立させたというところがございます。近年、新しくコシヒカリやいろいろな品種ができてきているところでありますが、このような新しい品種をつくる努力というのは、農耕の起源以来、このような野生のものを純化させ、選別していったという人間のプロセスによっているというものでございます。今回知的財産権の対象となります、新しい創作というのがこちらの新品种、その原料となります在来品種や既存の品種が遺伝資源というくくりになっておりまして、両方をカバーする国際的な施策である、ということです。

では、育種というものですが、いうまでもなく、収量が多い品種であったり、品質のいい品種というのは、公共政策的に非常に重要ということでございます。では、先程申しましたように、新しい品種について知的財産の制度があるということですが、おなじみがないかと思いますが、特許と比較した上でご紹介さしあげたいと思います。まず、保護の要件ですが、進歩性ということが特許の中では問われてくるということなのですが、植物の品種、すなわちめしべとおしべをくっつけて出てきた子どもの中からいいものを選抜していくというものでございますので、そこに技術的な進歩性を見いだすというのは困難であるということでございます。ですから、「既存の品種と違えばいい」という、区別性ということで保護がなされる、ということでございます。また、技術の公開というのは要さないことになってございます。植物の種と品種ということでございますので、それをコピーするためには種の現物がなければできない、ということでございますので、書面上で技術を公開し、公開との引き替えとして保護を得るという特許の仕組みとは若干異なっている、というところがございます。また、一番下の2つは公共政策的な観点から盛り込まれている規定ということなのですが、育種目的であれば知的財産の対象となっております品種で

あっても自由に利用することができる、というものでございます。

やはり、みんながいろいろな品種を相互につかひ合って、いい品種がどんどん世に出ていくことはいいことである、ということでございます。よって、知的財産権の対象となっているものであっても、育種目的であれば自由に利用できる、というものでございます。その下ですが、自家増殖の例外というものがございます。やはり種を入手した農家が自分の経営の中で種を自由につかうことに制限がかかってしまいますと、農業施策上問題があるという配慮から、農家がつかう分におきましては、他に販売などは当然できないということなのですが、自己の経営内で増殖をしたり、自己の経営内で用いる行為につきましては、知的財産の効力の対象外にしよう、というものでございます。

そのような知的財産の保護の仕組みですが、UPOV 条約という条約の下で国際的な調和が図られているものでございます。日本につきましては 1978 年、その改正条約の段階におきまして加盟をしています。16 番目の加盟国ということでございます。

では、視点を移しまして、先程新品種の知的財産の保護をご説明申し上げたのですが、続きまして新品種をつくる原料となります遺伝資源に関する制度でございます。特に遺伝資源は、先程来特許庁さん等も含めていろいろご説明いただいたところですが、FAO（国連食糧農業機関）におきましても、遺伝資源の議論というのは農業個別で行われていた、ということでございます。まず、1983 年に遺伝資源へのフリーアクセス、遺伝資源も国際的な公共財である、という認識の下でフリーアクセスにしよう、という旨の決議がなされています。こちらは法的拘束力がないのですが、育種を進めていく上では遺伝資源の相互の利用性が重要である、ということが認識されていた、ということでございます。

これに対して、対立概念ということでございます。新しい品種を育成した方が、「育成者の権利」として知的財産権を得る、ということに対しまして、「農民の権利」という概念が生じてきた、というものでございます。問題意識といたしましては、新しい品種の育成者におきましては知的財産権を享受する、と。一方におきまして、その育種の素材となります遺伝資源を守りはぐくんできた農民におきましては、そのことを元にして何らの利益も享受していない、というものでございます。やはり農耕の起源以来、野原にあった雑草のようなものを作物として改良してきたという努力に報いる仕組みがそもそもないのではないか、という問題意識でございます。こちらは、1970 年代以降ですが、インドの問題意識というものに基づきまして、国際的な交渉アジェンダになってきた、というものでございます。

続きまして、CBD でございます。フリーアクセスの内容として 1983 年の FAO 決議から約 10 年というところですが、天然資源に対する各国の主権的権利というものについて定めたものでございます。内容につきましては既に特許庁さんからご紹介いただいたところなのですが、簡単におさらいをいたしますと、遺伝資源につきましては各国の主権的権利のものである、ということございまして、その持ち出しに当たりましては許可、PIC でありますとか、利益が生じた場合にその配分に対する定め、MAT 等がつけなければならない

けない、というものでございます。これまでフリーアクセスであったものが、自由な持ち出しが制限されるようになった、ということでございます。

続きまして、ITPGR というものでございます。生物多様性条約から、こちらも約 10 年というところですが、食料・農業の育種の分野におきましては、遺伝資源の利用の形態が特殊である、という認識の下に、特別の仕組みをつくったという条約でございます。育種に用いられる遺伝資源は何がどう違うのか、ということですが、やはり先程申しましたとおり、栽培の起源以降、国際取引が非常に活発に行われているということでございます。例えばトウモロコシですが、メキシコに起源をしているものがヨーロッパでも日本でも利用されている、ということでございます。また、南米に原産しておりますジャガイモは世界的に主食になっている、ということでございます。その主権的権利を今更問うというもなかなか難しくなっているものでございます。

続きまして、すべての国が利用者であり、かつ提供者たりうる、ということでございます。特に CBD の分野、製薬等の分野におきましては、提供者はもっぱら途上国、利用者ももっぱら先進国という二項対立の下におおむね議論は進んでいるところです。しかし、原始的な農業の分野におきましては、先進国の遺伝資源を途上国が利用する、という双方向性があるということでございますので、相互の利用可能性を高める方向の条約をつくらなければならないのではないか、という背景がございます。

そのような背景から CBD の特別の仕組みといたしまして、食料・農業植物遺伝資源すなわち育種に用いる遺伝資源ですが、こちらについてアクセス、利益配分について定められた特別の条約、ITPGR というものが 2001 年に成立してございます。内容といたしましては、先程 CBD におきましては、遺伝資源の持ち出しに際しましては、国の許可であったり、利益配分に関する定め、契約 (MAT) を結ばなければいけない、というもののなのですが、このようなものをあらかじめ定めておくことによりまして、個別の事案ごとに時間とコストをかけて交渉をする手間を省けるものでございます。これによってアクセスが改善されるという期待のものであったのですが、残念ながら日本はまだ加盟をしていないということでございます。

また、先程の「農民の権利」との関係についてですが、ITPGR におきましては、「農民の権利」以下の法的拘束力のある文書において文言として盛り込まれたということにおきましては、若干途上国側の勝利というものがある、というところです。ただ、その実施義務につきましては、当該国の政府が負わなければならない、ということになってございます。これまで遺伝資源を守りはぐくんできた途上国に何か利益配分をしなさい、というアジェンダであったわけですが、「農民の権利」の実現につきましては、その国の政府、すなわち「自分の国で面倒みてね」ということになったということございまして、折衷的な内容になっているということでございます。

それでは、最後に名古屋議定書でございます。中身につきましては特許庁さんのほうから詳細なご説明をいただいたということでございますので、中身については割愛させてい

ただこうと思いますが、遺伝資源に対する権利意識に基づく先鋭的な主張がなされてきたというものでございます。非常に昔にアクセスされた遺伝資源についても「利益配分をしる」ということや、「生物等についても利益配分をしたらどうか」という主張を途上国としては繰り返してきた、というものでございます。

それでは、国際的な制度の変遷といたしまして、「育成者の権利」について定めました UPOV 条約が成立したということです。その対立概念といたしまして「農民の権利」というのが出てまいりまして、それが天然資源に対する主権的権利、CBD など一部結実をした、というものでございます。そういった後にも ITPGR や名古屋議定書等、国際的な制度が変遷しているところでございます。

このようなものを踏まえた現状です。まず、知的財産権側でございますが、左下の図でございますが、こちらは UPOV 加盟国における権利の取得件数でございます。みてのとおり右上がりでございます。これまで先進国の一部の国でしか利用されてこなかった植物の品種の保護制度というものが、中国や韓国等を含めてどんどん利用が拡大してきたというところでございます。加盟国は現在、70 カ国というところでございます。UPOV のサークルはどんどん拡大しているというところでございます。新しい品種に関します知的財産権の利用は進んでいるという一方で、その原料となります遺伝資源につきまして、なかなか入手が困難になってきているという現状でございます。右下は、わが国の種苗会社等に対するアンケートの結果ですが、86%の方が海外遺伝資源の取得がどんどん困難な現状になってきている、というところでございます。

また、こちらでもご紹介さしあげたところなのですけれども、遺伝資源と知的財産権の関係をめぐる国際的な議論は、一層先鋭化、複雑化をしている、という現状でございます。関連する施策展開ということで、農水省としても知的財産権を非常に重視してきているというところでございまして、侵害への対策や、海外におきます保護制度の整備の促進等を行っている、というところでございます。遺伝資源のほうについても同様でございます。ITPGR がせっかくできたのにまだ加盟していないというところでございますので、その加盟検討作業を、次期通常国会を目指したいということで進めている、というところでございます。一方、名古屋議定書も批准に向けた作業が進められているところなのですけれども、それに対応すべく国内制度もつくらなければならないということで、こちらの検討も行っているところでございます。また、国際交渉等が先鋭化しているところでございまして、海外の植物遺伝子の取得自体が非常に困難になっているという現状でございますので、農水省としても政策的プログラムを利用して、なんとか海外の遺伝資源のアクセスを促進したいということで、いろいろなプロジェクトを設けているところでございます。

それでは、駆け足ですがまとめでございます。このような品種保護の制度は、「育種の振興」という農業施策上の目的をハイライトいたしました新品種の「育成者の権利」を保護する枠組みでございます。ただ、その対立概念としまして、育種に用います遺伝資源に対する権利意識の高まりというものが出てまいりまして、「農民の権利」というキャッチフレー

ズの下に途上国におきましては強硬な主張を展開してきたところでございます。

「育成者の権利」、「農民の権利」の帰着点といたしまして、一部は CBD においてもそのような内容は実現されているところでございます。現在このような流れですけれども、種苗法の法制度や、UPOV 条約、この本体を変えなければいけない、という事態になっていない、というところなのですけれども、育種の実態や、農水省は現在関連プログラムをやっているというお話でしたが、このようなところに影響してきているところでございます。このように農業分野におきましても知財制度につきましては育種の促進、それを通じた農業の振興という、本来の目的に加えまして、生物多様性等の公共政策上の目的との折り合いが必要になっているという状況でございます。特に公共政策的目的というものは、日本国内のオリジンではなくて、途上国への利益配分などの外国の公共政策的目的も勘案しなければ制度は運営できない状況になっている、ということだと思われま。

公共政策的検討軸というのですが、今回「農民の権利」を旗印といたしまして、遺伝資源に関するものをご紹介したところですが、似たようなものとしましては、遺伝子組み換えの問題や遺伝子特許の問題も似たような検討軸になるのではないかと考えているところでございます。

それでは、大変駆け足になりましたけれども、以上でございます。ありがとうございました（拍手）。